

北海道農政事務所地域第三課、小樽統計・情報センター交渉
(全農林労働組合北海道地方本部小樽分会)

議 事 要 旨

1. 開催日時：平成22年6月30日(水) 17:30~17:40 (10分)
2. 場 所：北海道農政事務所地域第三課会議室
3. 出席者：

北海道農政事務所	菊池雅之	地域第三課長
同	小田原雪夫	小樽統計・情報センター長
同	坂井直行	小樽統計・情報センター一次長
同	三品洋一	地域第三課課長補佐(総務担当)

全農林労働組合

- | | | |
|--------------|------|-------|
| 北海道地方本部 小樽分会 | 寺本昌広 | 執行委員長 |
| 同 | 菊地春久 | 書記長 |
| 同 | 太田有治 | 財政部長 |

4. 議 題：・超過勤務縮減対策について
(全農林労働組合北海道地方本部小樽分会提出 別添「要求書」)

5. 議事概要

○寺本執行委員長

今日は、お忙しいところありがとうございます。
それでは、要求書を提出させていただきます。

○菊池地域第三課長

本日の交渉に先立ちまして、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉の段階で取り決めました事項を報告します。

全農林北海道地方本部小樽分会執行委員長から提出された要求事項が「新たな労使関係の構築に関する基本方針」Ⅱの1の(3)に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は、要求書の記の1の後段部分の中の「要員の確保による超過勤務縮減」及び4の「業務の進行状況の適切な把握とスケジュール管理の徹底による超過勤務の縮減」とし、その他の事項については、北海道農政事務所地域第三課長及び小樽統計・情報センター長の権限外事項であることや管理運営事項に該当することから、要望事項として整理をしたところです。

これらを前提として、交渉を開始しますが、「新たな労使関係の構築に関する基本方針」の趣旨を遵守しながら交渉を行いたいと考えていますので、協力をお願いします。

○寺本執行委員長：予備交渉の中で要求書の要望事項も含めて詳細は説明をしておりますので、早速ですが回答をお願いします。

○菊池地域第三課長

それでは、今回の要求事項である、記の1の後段分及び4について合わせて回答します。なお、地域第三課及び小樽統計・情報センターの共通事項と地域第三課の状況については私の方から、小樽統計・情報センターの状況については、小田原センター長から回答をします。

まず、超過勤務の縮減につきましては、職員の心身の健康保持並びに仕事と生活の両立を図るためにも喫緊の課題と考えております。人事評価の組織目標としても掲げているところですが、その確実な実行を図るためにも業務の進行管理を適切に行う事が重要と考えております。

地域第三課では、業務の進行状況を把握するため毎週月曜日に課長補佐等会議を開催し、各担当から業務の進捗状況と今後の予定や当面の課題等の報告を受けるとともに、日常的には職員個々の業務の状況を確認する中で進行管理を適切に行いながら、必要に応じて業務調整や事務の効率化を図ることとしています。

また、超過勤務の縮減対策としては、全所一斉の完全定時退庁日を初めとして、水曜日と金曜日に「定時退庁」の声掛けを行うとともに、特定の職員に超過勤務が集中しないよう日毎に超過勤務の必要性を事前に確認しながら取り組んでいるところです。

しかし、業務の遂行上必要不可欠な場合には、超過勤務命令を発することとしていますが、その場合であっても必要最小限の時間にとどめるよう指導を行っています。実際に地域第三課における職員一人当たりの超過勤務時間を見てみると、本年の4～5月では、それぞれ9時間と7時間となっています。昨年同月の11時間と7時間から見ると若干減少はしているものの、大幅な縮減にはなっていないのも実態です。

本年は、経営所得安定対策の加入申請のピーク時に合わせて非常勤職員を1名活用しており、要員不足を一時的に補うことによって少しでも担当職員の超過勤務縮減につながっていくよう取り組んでいるところです。

○小田原センター長

それでは、回答します。

今菊池課長から説明のあった超過勤務縮減対策の考え方については、同様の認識を持っており、小樽統計・情報センターの本年度の状況について説明します。

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、本年から新たな調査として「麦・大豆・そば等」にかかる調査を行うこととなり、7月からの調査にあたり統計調査補助者を十分活用しながら最善の段取りをし、調査を完結したいと考えています。

また、口蹄疫の関係から畜産農家等への訪問を休止しているところから、生産

費への報告に影響する可能性があります。小樽統計・情報センターも人事評価の組織目標に掲げているところの不要不急の超過勤務は避けつつも、業務遂行上どうしても必要な場合には、超過勤務命令を発することを基本としていきたい。

以上のことから、今後とも超過勤務縮減の取組の検証を行い、常に各業務の状況について把握をし、超勤縮減に取り組むたいと考えております。

○寺本執行委員長

ありがとうございます。

要求項目となっております超過勤務の縮減につきましては、当局としてこれまでご尽力していただいている事は、十分認識しているつもりです。

このことにつきましては、業務量と人員のミスマッチや限られた予算の中での執行などの課題があり、地域第三課や小樽統計・情報センターでは解決できないことも認識しております。

本年は従来業務と新規業務が輻輳しており、限られた人員の中では簡単ではないと思いますが、各業務の進捗状況を把握し業務調整を行うことによって超過勤務縮減が図られるよう今後ともご努力頂きたいと思っております。

○菊池地域第三課長

農林水産省の組織再編が10月以降も現行の組織で対応しなければならない状況の中で、今後新規業務等に的確に取り組んでいかなければならない状況にあります。

そう言った中で、よりスケジュール管理が必要と考えていますので、日常的に職員とのコミュニケーションを図り、職員が仕事のしやすい環境を作って行きたいと考えています。

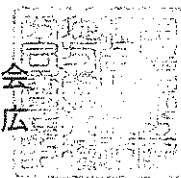
そして、必要に応じて地域第三課と小樽統計・情報センターの全体対応も行いながら、さらなる超過勤務の縮減を図っていきたく思いますのでよろしくお願い致します。

それでは、交渉を終了しますが、今回交渉の対象にならなかった事項については、要望として承り参考にさせていただきたく思います。

2010年6月30日

北海道農政事務所地域第三課
課長 菊池 雅之 殿
北海道農政事務所小樽統計・情報センター
センター長 小田原 雪夫 殿

全農林労働組合北海道地方本部小樽分会
執行委員長 寺本 昌 広



要 求 書

私たちの雇用、賃金、労働条件は、総人件費削減政策、国の出先機関見直しなどの公務を巡る厳しい情勢にあります。国民の期待に応えていくためには、雇用の安定と公務員に相応しい労働条件が確保されなければなりません。加えて10月には大幅な組織再編が実施されることから、北海道における農林水産行政の遂行に支障を来さない体制を構築することが当面の課題となっています。

本年の賃金・労働条件改善にあたっては、公務員労働者の賃金を維持・改善することはもとより、雇用と年金を接続するための高齢者雇用施策の確立、非常勤職員等の処遇と雇用のあり方の抜本的改善などが重要課題となっています。

このようななか私たちは、職場における諸課題を整理し、下記要求事項として取りまとめました。いずれの項目も組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。貴職におかれては、その実現に向け最大限の努力を行うよう要求します。

記

1. 今後の組織再編にあたっては、後志地域の農林水産行政の遂行に支障を来さないよう万全を期すとともに、業務量に見合った要員を確保し、超勤縮減を図ること。
2. 組織再編に伴う庁舎等の整備や業務に必要な予算を確保し、組合員の勤務条件が低下しないよう万全を期すこと。
3. 北海道農政事務所地域第三課及び小樽統計・情報センターにおいては、スタッフ制のメリットを活かし、業務調整、業務量の平準化を図ること。
4. 北海道農政事務所地域第三課及び小樽統計・情報センターにおける、業務の進行状況の把握を適切に行うとともに、スケジュール管理を徹底することにより、超過勤務の縮減を図ること。

以 上